

ところと、マサチューセッツのように多くのものが集中してしまつて整理がつかないようになっているところと、いろいろあります。ただアメリカでは経営関係の資料を経営史学会とかいろいろなレベルで集めている。イギリスではファミリービジネス的な色彩が強いから、経営の史料はなかなか見せてくれないことが多い。日

本はどちらかというところという点はオープンだが、企業の名前で社史を出す点は特殊だといえます。他の国では研究者が自分の責任で個別企業の歴史を書くのです。日本では研究者がその中に入っている、出すのは企業の名前で、責任の所在がはっきりしていない。いつのまにかこういう慣行ができてしまつて、なかなか破れ

ないわけで、個人の名前では仕事を委せないので現状です。これは将来打破されなければならぬでしょう。

(三月二三日に都市科学研究室で開催した研究講演会から収録したものである(編集部))

## ② ジャーディン・マセソン商会文書の二つとも

服部一馬(横浜市立大学経済研究所教授)

ジャーディン・マセソン商会(以下、J・M商会と略称)は、一八三二年七月、それまでイギリスの対インド貿易で活躍していた二人のスコットランド商人、ウィリアム・ジャーディンとジェームズ・マセソンによって創設され、まず広東を拠点として対中国貿易に進出した。アヘン戦争の結果、一八四二年にイギリスが香港を領有すると、ただちにそこへ本拠を移し、上海をはじめとする開港場に支店や出張所を設け、揚子江以南の沿岸一帯に商圏をひろげた。

さらに、アロー号事件(第二次アヘン戦争の結果、列国と中国とのあいだに天津条約(一八五八年)、北京条約(一八六〇年)が結ばれた後、同商会の中国における活動舞台は揚子江に沿う内陸部や北部沿岸諸港にまでひろがり、また、その事業は、貿易を中心に、海運・保険・ドック・埠頭および倉庫・鉄道・製糖・製氷・紡織・ビール醸造・土地投資などの多部門にわたるにわたった。こうして、J・M商会は、香港に集まったイギリス資本の中で、とりわけ目ざま

しい発展をとげたのである。

中国における天津条約の成立と同一年、期日のうえでは一二月おくれ、日本は米・蘭・露・英・仏の五カ国と通商条約を結んだ。それにもとづいて、翌一八五九年七月(安政六年六月)に開港した横浜へ最初に進出した外商はJ・M商会であった。商会創設者のひとりW・ジャーディンの甥で、当時二六歳の青年社員ウィリアム・ケズウィックが香港本社から派遣され、横浜の「居留地一番」に商館(支店)を設

けて開業したのである。ケズウィックは支配人として、四年あまりの在任中に、横浜におけるJ・M商会の事業の基礎を築き、その名は、時とともに数を増した居留外商の中での最有力者として広く知られるようになった。彼は、後年、J・M商会の筆頭重役に就任したが、創設者の同族関係にもとづく首脳陣の構成は、現代にいたるまで一貫して続けられている。なお、横浜の貿易商人たちのあいだには、同商会の正式名称よりも「英一番館」という略称が早くから普及したようである。

日本におけるJ・M商会の活動は、太平洋戦争勃発の直前まで続き、戦後は、一九四七年の貿易再開とともに再び活動を開始した。一九二三年九月の関東大震災を契機に事業の中心を神戸へ移すまでは、横浜に本拠を置いていた。戦後は、東京に日本本社「ジャーディン・マゼンソン・アンド・カムパニー（ジャパン）リミテッド」を設立し、横浜と大阪にその支店を開設している。横浜を拠点としたのは関東震災までの六五年間ということになるが、横浜市の歴史からみると、およそ一九〇〇年代にはいるころまでの同商会の活動がとりわけ注目されよう。この時期に、外商の圧倒的優位のもとで展開された「居留地貿易」と、それに乗じて急成長した商浜商人（売込商・引取商）の活動とによって、

横浜が貿易都市として発展する基礎が築かれたからである。しかし、この時期の横浜における外商の活動状況については、外務省所蔵史料の一部や、生糸・茶などの産地に若干残されている貿易取引関係の文書等によって、きわめて限られた局面を知りうるにすぎない。肝腎の地元

横浜にそうした史料がきわめて乏しいのは、関係業者の盛衰がはげしかったことの反映でもあるが、関東震災による焼失がおそらく決定的な要因になったのであろう。J・M商会の日本本社が一九五九年に刊行した記念誌『日本に於ける百年・英一番館』によると、同商会も一八六六年の横浜大火と関東震災とによって、再度事務所を焼失したため、日本における貴重な記録を殆んど失ったという。ただし、これは、いうまでもなく、横浜支店に保管されていた文書類にかんする限りのことであって、香港本社や上海支店には、日本の支店や代理店から送った各種の文書が保存されていたし、日本への連絡文書の控えも大量に残されていた。

それらをふくむほう大な経営文書のうち、二〇世紀初頭までの分は、一九三五年に同商会からケンブリッジ大学図書館へ寄贈されたのである。日本の中国への軍事的進出が、満州・上海両事変を経ていよいよ本格化しつつあった時期のことであるが、右の措置の決定に際しては、

そうした情勢も考慮されたとみるのは、私の思いつきであろうか。

ケンブリッジ大学図書館へ移されたJ・M商会文書 Archives of Jardine, Matheson & Co. Ltd.は、第二次大戦後、同図書館員N・Mバートレット女史によって分類・整理され、一九五〇年に追加寄贈された分もふくめた目録草稿が一九五七年にできあがった。そのゼロックスコピーは、同図書館に依頼すれば入手できるはずである。

目録によると、文書は、I 会計帳簿類、II 通信、III 物価および市況報告、IV 一九五〇年に追加受贈した分の四セクションに大別され、それぞれが、文書の体裁、保存形態、関係地域等に即して数段階に細分類されている。たとえばIIのセクションの一次分類はつきのごとくである。

A. Unbound Correspondence, B. Letter Books, C. Bound Vols. of Original Letters, D. Telegram Books, E. Documents, F. Diaries, G. Duplicates, H. Miscellaneous

これらは、さらに発信地ごとにまとめられ、また、A～Cでは、いわゆるビジネス・レターと私信とを区別している。Aには、日本から香港本社へ宛てた五、八七〇通のビジネス・レターと

二二七通の私信をふくみ、前者のうち三、六六八通、後者のうち一九六通までが横浜から発信されたもので、その時期は横浜開港の年から一八九二年までにわたっている。Bには、一八五九年一月～六七年一二月に上海支店から日本へ送られた社用に関する通信の写しを収めた二冊と一八七二年三月～七九年八月の上海から日本への私信の写しを収めた一冊がふくまれている。

さらにCにふくまれる、日本の支店から香港本社に宛てた通信のと同じ込み一四冊のうち八冊までは、一八八五年一月～九四年四月に横浜から発信された分である。D以下については省略するが、以上の部分的紹介によっても、J・M商会文書が、横浜居留地における外商の営業状況を具体的にとらえるために、きわめて有効な史料であることを推察できよう。

ところで、これまでに日本から、J・M商会文書の閲覧を目ざしてケンブリッジを訪れた研究者は、私の知る限りでも十数人におよぶが、同文書の活用にもとづく研究業績となると、目下のところ、ほとんど皆無にひとしい状態である。それは、主として、同文書の閲覧・利用について少なからぬ制約があることに起因すると思われる。

第一に、同文書を閲覧するためには、ロンド

ンのロンバード街にあるマセソン商会（J・M商会のマーチャント・バンカー）に申請して許可をえなければならぬ。その場合、申請者は、所定の申込書に記入し、所属機関の長（大学教員であれば学長）が署名した公式の紹介状を添えて提出する必要がある。申込書には、氏名・職業・国籍・住所・滞英中の連絡先のほかに、研究のテーマ・目的および研究（閲覧）期間を記入することになっている。こうした手続をとれば、特別の事情がない限り、ただちに許可され、大学図書館への紹介状を渡される。

第二に、文書のマイクロフィルム撮影は禁止られ、また、カメラによる複写やゼロックス・コピーについては、対象とする文書を明らかにして、あらかじめマセソン商会の許可をえねばならない。その場合、コピーを希望する文書の分量や内容のいかんによっては、重役会にかけて承諾を決めることがある。私の経験では、通信のと同じ込み一冊分のコピーを希望したが、分量が多過ぎるとの理由で許可にならなかった。したがって、まとまった史料のコピーを持ち帰ってから検討するという方式はとれないわけで、必要な史料を選んでノートするほかはないが、それには長期の滞在を必要とする。なお、許可をえた文書のコピーは、大学図書館のコピー室に所定の料金を払って依頼するのである。

第三に、J・M商会文書を利用してまとめた論文・著作を公刊する場合には、それらのコピーないし現物一部を前もってマセソン商会に提出し、同意をえねばならない。そして第四に、当然のことながら、閲覧に際して、文書の汚損や紛失、配列順序の混乱などを防ぐために、細心の注意を払うことが要求される。図書館側の規則でも、閲覧室へ持ち込めるのは、筆記用具（インク瓶は禁止）・ノートと小辞典ぐらいで、靴や容器類、カメラ、それに帽子やコートなどは、すべて玄関ホールのカウンターないしロッカーに預けることになっている。

第四の条件以外は、いずれも日本の研究者にとってはかなりわずらわしい条件であろう。とくに、第二のコピー等にかんする制限は、近年、研究におけるコピーの利用がいちじるしく広まっているわが国の事情と対比して、きわめて非能率的であるように思われる。しかし、この点については、史料の収集・整理・保管の仕事と、その成果にもとづく研究とが明確に分化しているイギリスないしヨーロッパと、そうした分化が不明確で、研究者がみずから収集・整理した史料によって研究を進める場合が多い日本との差異を考慮する必要がある。J・M商会文書に即して、やや誇張していえば、ヨーロッパの研究者は、すでに分類・整理されている同文書

にもとづいて「研究」するために、日本の研究者は、自身のテーマに関連する史料を同文書のなかから「収集」するために、ケンブリッジを訪れるのである。後者が上述した第三の条件に強く制約されざるをえない理由の一端は、こうした事情にあるといえよう。中国におけるJ・M商会の活動については、欧米の歴史家によるすぐれた研究業績がいくつか発表されており、最近では、日本に坎する研究業績の中にも、J・M商会文書を多少とも利用したものが現われているが、日本の学者による研究は、史料収集の段階で停滞気味である。実は、私自身も横浜におけるJ・M商会の活動についての研究を志向しながら、それを実現できる見とおしがつかない有様である。一九七〇年夏、レニングラードにおける経済史会議に出席したあとの慌しいヨーロッパ旅行の日程の中で、約一週間をJ・M商会文書の閲覧に割き、結局、上述のような制約を痛感させられたからである。その経過については、別の機会に詳しく述べたので、ここでは繰返さない（市大経済研究所『経済と貿易』109～111号の「ソ連・ヨーロッパ紀行」(5)(6)参照）。

しかし、一方では、横浜市の開港資料館の開設計画が進行するにつれ、私は、J・M商会文書の横浜あるいは日本全体に関連する部分のマイクロフィルムをそこへ収めることについて、横浜市がロンドンのマセソン商会に交渉する余地はないものだろうかと考えるのである。横浜の開港資料館にマイクロ化した史料をそなえれば横浜の歴史における最も重要な時期についての史料の空白が埋まり、それによって、研究上の便宜がいちじるしく増すことは確実である。マイクロフィルムが研究以外の目的に乱用されるような事態の発生を防ぐためには、ケンブリッジにおける原文書利用の場合に準じた条件を定めてもよい。そのときには、東京のJ・M商会日本本社が、ロンドンのマセソン商会と同じ役割を果たすことになる。いささか先走った話になったが、J・M商会と横浜との歴史的なつながりの強さを前提にして、時間をかけて友好的に交渉を続けければ、夢物語に終わることはないと思うのである。

一九五八年五月に挙行された横浜開港百年祭の記念式典にあたって、実行委員会は開港以来の横浜の発展に寄与した人びとを顕彰したが、J・M商会横浜支店の初代支配人W・ケズウィックは、その対象のひとつりに選ばれた。そして当時折よくロンドンから来日したジョン・ケズウィック（ウイリアムの孫、マセソン商会重役）に、平沼市長から、「故ケズウィック殿」の顕彰状と数枚の複製錦絵が贈られた。後者は、有名な丹波コレクションの中から、いわゆる「横浜絵」で英一番館や初代ケズウィックにゆかりのある画面の作品を選んで特別に複製したのである。翌年、日本本社が刊行した『日本における百年・英一番館』には、早速、右の顕彰状や錦絵の写真版をとりいれている。ちなみに、開港百年祭は、横浜開港から九九年を経て百年目にはいった時点で挙行され、J・M商会日本本社を出したのである。私は、一九七〇年夏、顕彰状と複製錦絵の実物に接した。J・M商会文書の閲覧手続のために、ロンドンのマセソン商会を訪れた時、同伴担当の重役アラン・リード氏が、それらを額にいれて壁面に飾ってある小部屋に案内してくれたのである。ほかには、J・M商会の活動の舞台になった広東・香港・上海の港の光景を描いた銅版画の額もかかっていた。要するに、この部屋には、同商会の活動の縮図が示されていたのである。私は、壁面をながめながら、同商会の発展の歴史において横浜が占める比重は決して小さくないと感じた。この雑文を綴っているうちに、私は、そうした経緯も想いおこしていたのである。